

[ホーム](#) > [県政情報](#) > [広報](#) > [県政eしんぶん\(報道資料\)](#) > [2017年12月5日号](#) > 滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場(旧RD最終処分場)に係る特定支障除去等事業実施計画に対する環境大臣の同意について



公開日:2017年12月5日

滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場(旧RD最終処分場)に係る特定支障除去等事業実施計画に対する環境大臣の同意について

旧RD最終処分場に起因する生活環境保全上の支障除去等対策事業は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下「産廃特措法」という。)に基づき実施計画を策定し、二次対策事業を実施しているところです。

このたび、県が作成した実施計画の変更案について、平成29年11月29日付けで産廃特措法に基づく環境大臣の同意を得ましたことから、下記のとおり実施計画を定めましたので、公表します。

1.概要

栗東市小野に株式会社アール・ディエンジニアリングが設置した安定型最終処分場(旧RD最終処分場)において、産業廃棄物の不適正処分に起因して周辺地下水の汚染、その他の生活環境保全上の支障が生じている問題について、県は行政代執行により当該支障の除去等の事業を実施しています。この行政代執行の実施には多額の費用を要することから、県は産廃特措法に基づく国の財政支援を受けるため、平成25年3月に環境大臣の同意を得て実施計画を策定し、二次対策事業を実施しているところですが、当初想定できなかった大型の鋼材等、施工上支障となる廃棄物が出土し、その対策等のため、事業費の増額を伴う実施計画の変更が必要となったものです。

2.実施計画の内容(二次対策部分)

(1)計画の名称

滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画

(2)計画期間

平成25年度から平成34年度まで

(3)対象地

栗東市小野7番地1他

(4)事業の目的

旧RD最終処分場において不適正処分された廃棄物に起因する地下水汚染の拡散防止等

(5)事業の概要

支障等の原因となっている廃棄物等の掘削除去
浸透水の漏出防止のための廃棄物等と地下水帯水層が接している箇所の遮水
水処理施設の設置による浸透水の揚水・浄化
旧処分場の嫌気性状態の解消のための浸透水水位の低下措置
法面整形および覆土

(6)事業費

約81億円

(7)国による財政支援の内容

事業費の90パーセント以内の起債および当該起債額の50パーセントの交付税措置

(8)実施計画(平成24年度策定)との主な変更点

1.支障の原因となっている廃棄物の掘削除去に係る矢板打設工法について

大型の鋼材や大きなコンクリート殻等、施工上支障となる廃棄物が埋められていても対応可能な工法に変更する。

2.事業に要する費用の総額について

矢板打設工法の変更や地質状況等が当初の想定と異なること等により、二次対策事業費を総額約70億円から約81億円に変更する。

3.関連資料

[実施計画\[平成29年度変更後\]1\(PDF:2.051KB\)](#)

[実施計画\[平成29年度変更後\]2\(PDF:4.835KB\)](#)

[実施計画\[平成29年度変更後\]3\(PDF:2.117KB\)](#)

4.関連リンク

[特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法について\(環境省\)\(外部サイトへリンク\)](#)

[最終処分場特別対策室](#)

お問い合わせ

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

電話番号:077-528-3670

ファックス番号:077-528-4849

メールアドレス:df0001@pref.shiga.lg.jp

滋賀県庁:〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

[県庁各課等のお問い合わせ先一覧](#)

Copyright © Shiga Prefecture. All rights reserved.